

三浦市景観条例の届出対象行為について

(令和2年4月版)

三浦市 都市環境部 都市計画課

〒238-0298 三浦市城山町1番1号

☎046-882-1111(内線)272～274

URL <http://www.city.miura.kanagawa.jp/>

1. 景観条例に基づく届出について

三浦市は、三方を海に囲まれ、隆起と海食による台地と谷戸が織りなす変化に富んだ地形と砂浜や岩礁、海食崖など様々な海岸線を有し、豊かなみどりと農業の営みが一体となった農村風景や美しい海岸線と漁業の営みが一体となった海辺の風景、また、首都圏にありながら自然豊かな小網代の森や江奈湾の干潟、さらに、空や海への良好な眺望と先人が培ってきた三浦市独自の歴史と文化の景観を有しているまちです。

三浦市景観条例は、市民の皆さまや事業者の皆さまと協働して、三浦市の自然豊かな風景やあたたかいまちなみなどに調和した景観を新たに作り、守っていくこと目的にしたものです。

この条例により、市内で一定規模以上の行為を行うときは、事前に協議と届出が必要になります。良好な景観を形成するための協力や色彩について制限があります。

2. 事前協議や届出が必要な行為について

届出が必要になる行為・届出が不要な行為は次のとおりです。

○届出が必要になる行為

行為の種別	規模
建築物の建築等 ・建築物の新築、増築、改築、移転 ・外観を変更することとなる修繕、模様替 ・色彩の変更	(1) 高さが12mを超える建築物 (2) 延べ面積が700㎡を超える建築物 (3) 計画戸数が12戸以上の住宅
工作物の建設等 ・工作物の新設、増築、改築、移転 ・外観を変更することとなる修繕、模様替 ・色彩の変更	(1) 高さが6mを超える煙突(支枠及び支線がある場合においては、これらを含み、ストーブの煙突を除く。) (2) 高さが15mを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざおを除く。) (3) 高さが4mを超える装飾塔、記念塔その他これらに類するもの (4) 高さが8mを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの (5) 高さが2mを超える擁壁 (6) 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。) (7) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設 (8) メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの

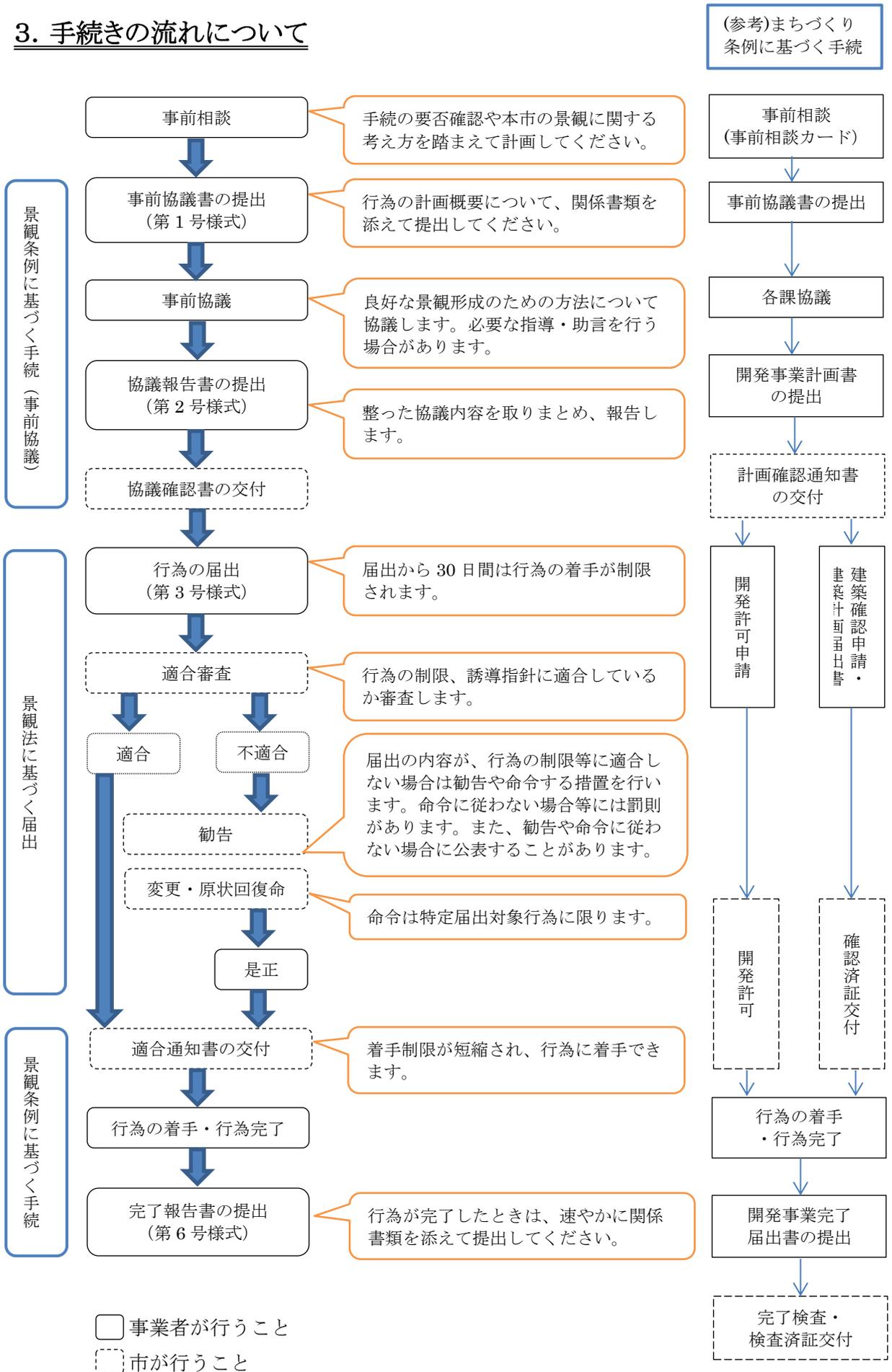
(前ページ続き)

行為の種別	規模
開発行為	土地の面積が500㎡以上のもの
木竹の伐採	(1) 伐採区域の面積が500㎡以上のもの (2) 木竹の高さが10m以上のもの
駐車場等を建設する行為 (駐車場、資機材置場、ゴルフコース 及び野球場、庭球場、陸上競技場、 遊園地、動物園その他の運動・レジャ ー施設や墓園を建設する行為)	土地の面積が1,000㎡以上のもの
切土盛土を行う行為	1,000㎡以上の区域にわたって行う切土若しくは盛土又はそれらを伴う行為で当該切土により生じる最大の高低差が2mを超え、又は盛土により生じる最大の高低差が1mを超えるもの(国、神奈川県、三浦市、土地改良事業その他のほ場整備に係るものを除く。)

○届出が不要な行為

- ・通常の管理行為、軽易な行為や非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- ・文化財保護法に基づく重要文化財、史跡名勝天然記念物の現状変更の許可を受けて行う行為等
- ・神奈川県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件を設置する行為
- ・景観形成基準(色彩基準)に適合している色彩の同色による塗替え

3. 手続きの流れについて



4. 景観誘導指針・景観形成基準(色彩基準)について

良好な景観形成をするための景観誘導指針(三浦市景観計画 31 ページ参照)に配慮して、景観誘導指針チェックシートを提出してください。また、景観法第 8 条第 2 項第 2 号に基づく建築物及び工作物の色彩に関する基準(景観形成基準)は、次のとおりですので、遵守してください。

色 相	街の景観ゾーン ・住宅地景観エリア ・商業地景観エリア ・工業地景観エリア				農の景観ゾーン 森の景観ゾーン 海の景観ゾーン			
	建築物の 外壁・工作物		建築物の屋根		建築物の 外壁・工作物		建築物の屋根	
	明 度	彩 度	明 度	彩 度	明 度	彩 度	明 度	彩 度
R(赤)、YR(黄赤)	—	6 以下	7 以下	6 以下	3 以上	4 以下	7 以下	4 以下
Y(黄)	—	4 以下	7 以下	4 以下	3 以上	2 以下	7 以下	2 以下
GY(黄緑)、G(緑)、 BG(青緑)、B(青)、 PB(青紫)、P(紫)、 RP(赤紫)	—	2 以下	7 以下	2 以下	3 以上	1 以下	7 以下	1 以下
無彩色(N)	—	—	7 以下	—	3 以上	—	7 以下	—

※適用除外

- ①建築物、工作物の着色していない木材、土壁、ガラス等の素材によって仕上げられた部分の色彩
- ②建築物・工作物の見付面積の5分の1未満の範囲内で着色される部分の色彩

5. 提出書類について

条例第 11 条により事前協議を行うときは事前協議書(第1号様式)及び景観誘導指針チェックシートを、条例第 12 条により協議報告を行うときは協議報告書(第2号様式)を、法第 16 条第 1 項の届出を行うときは景観区域内における届出書(第3号様式)を、正副 2 部提出してください。添付する図面は、行為の種類ごとに次のとおりです。また、これらを代理人が行うときは、委任状を添付してください。

行為の種類別	添付する図書		
	種類	縮尺	図書の内容
建築物の建築等	位置図	1/2,500 以上	敷地及び敷地周辺の位置を表示した図面
	現況図	1/500 以上	敷地内の現況を表示した図面
	配置図	1/500 以上	敷地内における建築物の配置を表示した図面
	平面図・ 求積図	1/200 以上	建築物の各階平面図及び求積図
	立面図	1/200 以上	建築物の彩色が施された 4 面以上の立面図
	カラー写真	遠景・近景	建築物の外観及び周辺の状況が分かるカラー写真

(前ページ続き)

工作物の建設等	位置図	1/2,500 以上	敷地及び敷地周辺の位置を表示した図面
	現況図	1/500 以上	敷地内の現況を表示した図面
	配置図	1/500 以上	敷地内における工作物の配置を表示した図面
	立面図	1/200 以上	工作物の彩色が施された 4 面以上の立面図
	カラー写真	遠景・近景	工作物の外観及び周辺の状況が分かるカラー写真
開発行為	位置図	1/2,500 以上	開発行為を行う区域及び区域周辺の位置を表示した図面
	現況図	1/500 以上	開発行為を行う区域の現況を表示した図面
	土地利用計画図	1/500 以上	土地利用計画図又は施行方法を明らかにした図面
	求積図・断面図	1/500 以上	開発行為を行う区域の求積図及び断面図 (工作物を設置するときは、彩色が施された立面図)
	カラー写真	遠景・近景	開発行為を行う区域及び区域周辺の状況が分かるカラー写真
木竹の伐採	位置図	1/2,500 以上	木竹の伐採を行う区域及び区域周辺の位置を表示した図面
	伐採計画図	1/500 以上	敷地内における木竹の配置並びに伐採を行う木竹の位置及び面積又は高さを表示した図面
	カラー写真	遠景・近景	木竹の伐採を行う区域及び区域周辺の状況が分かるカラー写真
駐車場等を建設する行為	位置図	1/2,500 以上	当該行為を行う区域及び区域周辺の位置を表示した図面
	現況図	1/500 以上	当該行為を行う区域の現況を表示した図面
	土地利用計画図	1/500 以上	土地利用計画図又は施行方法を明らかにした図面
	求積図	1/500 以上	当該行為を行う区域の求積図
	立面図	1/200 以上	工作物にあつては彩色が施された 4 面以上の立面図
	カラー写真	遠景・近景	当該行為を行う区域及び区域周辺の状況が分かるカラー写真
切土盛土を行う行為	位置図	1/2,500 以上	当該行為を行う区域及び区域周辺の位置を表示した図面
	現況図	1/500 以上	当該行為を行う区域の現況を表示した図面
	土地利用計画図	1/500 以上	土地利用計画図又は施行方法を明らかにした図面
	求積図・断面図	1/500 以上	当該行為を行う区域の求積図及び断面図
	カラー写真	遠景・近景	当該行為を行う区域及び区域周辺の状況が分かるカラー写真

備考 1 行為の規模が大きい等の理由で、この表に掲げる縮尺で適切に表示できない場合には、当該行為の規模等に応じて市長が適切と認める縮尺の図面に代えることができます。

2 行為が、建築物の建築等と工作物の建設等のときは、色彩判断資料（マンセル値が分かるもの）を添付してください。